電気通信大学国際教育センター学部入学前予備教育コース要項

平成16年 4月 1日 改正 平成22年 4月20日 平成29年 1月26日

(趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学国際教育センター規程第9条第2項の規定に基づき、 電気通信大学国際教育センター学部入学前予備教育コース(以下「予備教育コース」と いう。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講資格)

第2条 予備教育コース受講生(以下「学部入学前予備教育生」という。)となることができる者は、日韓共同理工系学部留学生事業実施要項(平成12年8月1日文部省学術国際局長裁定、以下「事業実施要項」という。)に定める日韓共同理工系学部留学生として本学を配置大学とされた者のうち、予備教育期間中である者とする。

(受入れ及び受講の許可)

- 第3条 学部入学前予備教育生の受入れは、電気通信大学国際教育センター運営委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、学長が行う。
- 2 学長は、前項の規定により受け入れた者で、所定の手続を完了した者に、予備教育コースの受講を許可する。

(予備教育期間及び開始時期)

第4条 予備教育期間は6か月とし、その開始時期は10月とする。

(教育課程等)

第5条 予備教育コースの教育課程、履修方法等は、国際教育センター長(以下「センター長」という。)が別に定める。

(授業の方法)

第6条 予備教育コースの授業は、講義、実験、実習及び演習又はこれらの併用により行う。

(受講の中止)

- 第7条 学部入学前予備教育生が、受講を中止しようとするときは、所定の用紙にその理由を記載し、学長に願い出なければならない。
- 2 前項の願い出があったときは、委員会の議を経て、学長がこれを許可する。
- 3 学長は、前2項の規定にかかわらず、学部入学前予備教育生が疾病その他の理由により、受講を続けることができないと認めたときは、委員会の議を経て、中止させることができる。

(修了)

- 第8条 学部入学前予備教育生の修了判定は、委員会が行う。
- 2 学長は、前項により修了を認定された者に対して、修了証書を授与する。

(授業料等)

第9条 学部入学前予備教育生の授業料、入学料及び検定料については、事業実施要項第 10の規定により、徴収しない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、予備教育コースの実施に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則

この要項は、平成29年2月1日から施行する。